

2024年 8月21日
郵政ユニオン 交第2号

株式会社かんぽ生命保険
取締役兼代表執行役社長
谷垣 邦夫 殿

郵政産業労働者ユニオン
中央執行委員長 日巻 直映

第13回定期全国大会要求書

郵政産業労働者ユニオンは7月5日～6日に開催した第13回定期全国大会において、職場からだされた切実な意見・要求について議論し以下の要求を決定しました。会社として真摯に検討し、9月24日までに誠意ある回答を求めます。

記

I 増員等に関する要求

- 1 要員不足解消のための具体的対策を明らかにすること。
- 2 超過勤務に依存した業務内容を、一日8時間で終わる業務内容に改善し、必要な要員を正社員で確保すること

II 人権に関する要求

- 1 人権侵害であるロッカー点検や私物のカバンの点検についてはすぐにやめること。なお、この施策導入後の犯罪件数の推移を明らかにし、犯罪抑止につながっているのか会社の見解を示すこと
- 2 パワハラ、セクハラなどのハラスメントの根絶に向けた具体的な対策を明らかにすること
- 3 カスタマーハラスメント対策の一環として、全国の自治体や金融機関等ではネームプレートを名字表記に切り替えている。カスハラ被害から社員を守るため氏名表示は行わないこと

III 人事評価に関する要求

- 1 非正規社員のスキル評価については、スキル評価シートに則った評価を行うこと。また恣意的な評価やあいまいな評価を行う管理者・役職者に対する研修を徹底すること
- 2 正社員の人事評価については、人事評価シートに則った評価を行うこと。また恣意的な評価やあいまいな評価を行う管理者・役職者に対する研修を徹底すること

IV 正社員登用に関する要求

- 1 アソシエイト社員転換後、2年で希望する社員全員を正社員とすること
- 2 正社員登用を大幅に拡大すること
- 3 登用にあたってはWeb方式の試験を廃止し、公平・公正な選考方式とすること

V ダイバーシティ及びジェンダー平等の推進等に関する要求

- 1 生理休暇の取得率は女性社員全体の何パーセントになっているのか明らかにすること
- 2 アソシエイト社員が有給の生理休暇を取得できるようになったが、取得率は何%になっているのか明らかにすること
- 3 生理休暇については、一生理期につき2日間を有給の特別休暇として取得可能とすること
- 4 すべての女性社員が必要な生理休暇を取得できるよう、期間雇用社員にもアソシエイト社員と同等に有給の生理休暇を付与すること
- 5 生理休暇が取得しづらくなる一因として「賞与・昇給についての減算制度」がある。女性のみにも不利益を与える生理休暇の「賞与・昇給の減算」をやめること
- 6 女性トイレ内にトイレットペーパーと同等に生理用品（ナプキン）を配備すること。また配備が行われるまでは、女性トイレ内に社員が生理用品を保管できる棚等のスペースを作るよう本社として指示すること
- 7 渉外社員が生理による体調不良等を申し出た場合は、状況等に応じて生理休暇による帰宅指示または内務作業に従事させること
- 8 生理休暇に対する管理者の理解・認識が低い。現場の管理者の生理休暇への理解を深めるため部外のセミナー（Ka oが展開する職場のロリエプロジェクトなど）等を利用した研修を定期的に行うこと
- 9 女性ロッカーの点検は、いかなる場合も男性社員が行わないこと
- 10 労働安全衛生法に基づき、かんぽ生命保険には「快適な作業環境の形成を促進すること」が求められている。全国の事業所・郵便局舎において、トイレ・更衣室・休憩室・休養室については、同法の基準はもとより、安心して使用できる環境とするため男女別とすること
- 11 セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の研修についてはミーティング周知で済ませることなく、すべての社員に30分以上の時間を確保した研修を実施すること。とくに役職者・管理者の研修は徹底すること
- 12 チャイルドプラン休暇は、1年度内において社員の請求する継続または分割した30日以内の範囲で無給の休暇を取得可能とする就業規則の改正が行われた。チャイルドプラン休暇を有給とするとともに、アソシエイト社員に対して同じ内容の休暇を適用すること
- 13 更年期症状による体調不良を抱える社員への仕事との両立支援策として、特別休暇を新設すること

VI 労働安全衛生に関する要求

- 1 感染症対策について
 - (1) マスク・消毒液を配備すること
 - (2) 職場内での感染防止策を徹底すること
 - (3) 各局(事業所)の通用口に体温探知機を設置すること
- 2 2023年度の交通事故、労働災害の件数と詳細について明らかにすること。また交通事故、労働災害を減らすための防止策等について具体的に明らかにすること

VII 事業に関する要求

- 1 お客さま本位のサービスを提供し、地域のお客さまの生活を支援するため金融のユニバーサルサービスを維持すること。そのために日本郵政による3分の1以上のかんぽ生

命保険株式保有について行うよう定款の変更を行うこと

- 2 保険サービスセンターのあり方や今後の将来展望について明らかにすること
- 3 事業の継続ため営業収益の確保が営業方針に掲げられ、新規契約が伸びなくとも今年度の目標は昨年度未達成であっても引き上げられている。また高齢者への募集復活、個人別のランキングの復活など目標達成にむけて社員への締め付けも強化されている。不適正募集により利用者の信頼や会社の信用も失墜させた。数字ありきの無理な営業や推進管理を行えば、不適正募集につながりかねない。お客さま本位の業務運営を徹底し、適正な募集目標設定や社員研修による募集のやり方、チェック体制の強化を行い二度と不適正募集にならないようにすること
- 4 社員研修については、オンライン研修や動画による自主学習では理解できても実践につながらない。対面での研修を増やして、お客さま対応に関するロープレやディスカッションなど実践形式の研修を行うこと
- 5 不適正募集による業務の見直しにより、日本郵便からかんぽ生命保険へ渉外社員の出向が行なわれているが、今後、どのように見直していくのか明らかにすること。
- 6 民営化後の資産運用についての総括を行い、今後どのような資産運用を行っていくのか明らかにすること
- 7 これまで三井物産との資本・業務提携、KKR及びGAとの戦略的提携を行い、さらに大和証券グループとの資本・業務提携を締結したが、いままでの業務提携について検証を行い今後の業務提携のあり方について明らかにすること

以 上